

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改正案	現行
<p>(連結の範囲等に関する記載)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>254 (略)</p> <p>5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一5三 (略)</p> <p>四 退職給付に係る会計処理の方法</p> <p>五5九 (略)</p> <p>(各資産の範囲)</p> <p>第二十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二 条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の五まで及び第三十六条 の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資 産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸 表等規則第十五条から第十六条の三までの規定中「一年内」とあるの は「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表 等規則第二十二号第八号及び第二十七号第十二号中「財務諸表提出会 社」とあるのは「連結会社」と、財務諸表等規則第三十一条第四号中 「前払年金費用」とあるのは「退職給付に係る資産」と読み替えるも のとする。</p> <p>第三十七条の二 連結財務諸表規則第三十六条の二の規定は、固定負債 の範囲について準用する。</p>	<p>(連結の範囲等に関する記載)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>254 (略)</p> <p>5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次に 掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一5三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四5八 (略)</p> <p>(各資産の範囲)</p> <p>第二十四条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二 条、第二十七条、第三十一条から第三十一条の五まで及び第三十六条 の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資 産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、財務諸 表等規則第十五条から第十六条の三までの規定中「一年内」とあるの は「中間連結決算日の翌日から起算して一年以内の日」と、財務諸表 等規則第二十二号第八号及び第二十七号第十二号中「財務諸表提出会 社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p>

(固定負債の区分表示)

第三十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第四号及び第五号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一～四 (略)

五 退職給付に係る負債

六・七 (略)

2・3 (略)

4 前条第四項の規定は、第一項第七号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(販売費及び一般管理費の表示方法)

第五十六条 (略)

2 前項ただし書に規定する主要な費目とは、退職給付費用及び引当金繰入額(これらの費目のうちその金額が少額であるものを除く。)並びにこれら以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百分の十を超える費用をいう。

(固定負債の区分表示)

第三十九条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記しなければならない。ただし、第四号に掲げる項目以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもって一括して掲記することができる。

一～四 (略)

(新設)

五・六 (略)

2・3 (略)

4 前条第四項の規定は、第一項第六号に掲げる項目に属する負債について準用する。

(販売費及び一般管理費の表示方法)

第五十六条 (略)

2 前項ただし書に規定する主要な費目とは、引当金繰入額(その金額が少額であるものを除く。)及びこれ以外の費目でその金額が販売費及び一般管理費の合計額の百分の十を超える費用をいう。

○ 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）

改 正 案			現 行
様式第四号 【中間連結貸借対照表】	(単位： 円)		様式第四号 【中間連結貸借対照表】
	前連結会計年度 (平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (平成 年 月 日)	前連結会計年度 (平成 年 月 日)
(略)			(略)
負債の部			負債の部
流動負債			流動負債
(略)			(略)
固定負債			固定負債
社債	×××	×××	社債
長期借入金	×××	×××	長期借入金
リース債務	×××	×××	リース債務
引当金	×××	×××	引当金
退職給付に係る負債	×××	×××	
資産除去債務	×××	×××	資産除去債務
その他	×××	×××	その他
固定負債合計	×××	×××	固定負債合計
負債合計	×××	×××	負債合計
純資産の部			純資産の部
株主資本			株主資本
(略)			(略)
その他の包括利益累計額			その他の包括利益累計額
その他有価証券評価差額金	×××	×××	その他有価証券評価差額金
繰延ヘッジ損益	×××	×××	繰延ヘッジ損益
土地再評価差額金	×××	×××	土地再評価差額金
為替換算調整勘定	×××	×××	為替換算調整勘定
退職給付に係る調整累計額	×××	×××	
……………	×××	×××	……………
その他の包括利益累計額合計	×××	×××	その他の包括利益累計額合計
(略)			(略)
(記載上の注意)			(記載上の注意)
(略)			(略)

改 正 案			現 行		
様式第五号の二 【中間連結包括利益計算書】	(単位： 円)		様式第五号の二 【中間連結包括利益計算書】	(単位： 円)	
	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)		前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
少数株主損益調整前中間純利益 (又は 少数株主損益調整前中間純損失)	×××	×××	少数株主損益調整前中間純利益 (又は 少数株主損益調整前中間純損失)	×××	×××
その他の包括利益			その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××	その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××	繰延ヘッジ損益	×××	×××
<u>為替換算調整勘定</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>	<u>為替換算調整勘定</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>
<u>退職給付に係る調整額</u>	<u>×××</u>	<u>×××</u>			
持分法適用会社に対する持分相 当額	×××	×××	持分法適用会社に対する持分相 当額	×××	×××
.....	×××	×××	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××	その他の包括利益合計	×××	×××
(略)			(略)		
(記載上の注意)			(記載上の注意)		
(略)			(略)		

改 正 案			現 行
様式第六号 【中間連結株主資本等変動計算書】	(単位： 円)		様式第六号 【中間連結株主資本等変動計算書】
	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
(略)			(略)
その他の包括利益累計額			その他の包括利益累計額
(略)			(略)
為替換算調整勘定			為替換算調整勘定
当期首残高	×××	×××	当期首残高
当中間期変動額			当中間期変動額
株主資本以外の項目の当中間 期変動額 (純額)	×××	×××	株主資本以外の項目の当中間 期変動額 (純額)
当中間期変動額合計	×××	×××	当中間期変動額合計
当中間期末残高	×××	×××	当中間期末残高
退職給付に係る調整累計額			
当期首残高	×××	×××	
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間 期変動額 (純額)	×××	×××	
当中間期変動額合計	×××	×××	
当中間期末残高	×××	×××	
その他の包括利益累計額合計			その他の包括利益累計額合計
当期首残高	×××	×××	当期首残高
当中間期変動額			当中間期変動額
株主資本以外の項目の当中間 期変動額 (純額)	×××	×××	株主資本以外の項目の当中間 期変動額 (純額)
当中間期変動額合計	×××	×××	当中間期変動額合計
当中間期末残高	×××	×××	当中間期末残高
(略)			(略)
(記載上の注意)			(記載上の注意)
(略)			(略)